

令和5年度 災害時協力業者募集要項 (土木部門)

1. 目的

国土交通省長崎河川国道事務所では、災害発生時および異常気象時における迅速な状況把握や円滑かつ的確な災害復旧等を図るために、下記部門において協力いただける業者を募集します。

2. 募集内容

- ・本要項は、土木部門の募集に適用します。
- ・別紙応募申請書及び提出資料に必要事項を記入し、応募して下さい。
- ・協力業者の選定については、参加資格条件及び別表の評価基準に基づき総合的に評価して決定します。

1) 募集部門

土木部門

①河川

- ア) 対象箇所：本明川、半造川、福田川、富川
- イ) 業務内容：災害時応急対策、洪水時河川巡視、排水ポンプ車及び照明車の運用、水質事故、地震（震度4以上）時の河川巡視等
- ウ) 応募地域：諫早出張所管内

②道路

- ア) 対象箇所：国道34号、国道35号、国道57号、国道205号、国道497号（佐世保中央IC～佐々IC）（県境～松浦IC）
- イ) 業務内容：災害時の応急対策及び道路巡回、地震（震度5以上）時の道路巡回等
- ウ) 応募地域：佐世保：佐世保国道維持出張所管内
大 村：大村維持出張所管内
小 浜：小浜維持出張所管内

③砂防

- ア) 対象箇所：長崎河川国道事務所が管理する砂防設備ならびに管理する砂防設備に影響する隣接区域（水無川流域）
- イ) 業務内容：砂防施設の災害時応急対策、巡視等
- ウ) 応募地域：長崎県島原市、雲仙市、南島原市内

※対象箇所については、場合によっては、対象箇所以外への出動もある。

3. 協定期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになる。

4. 募集業者数

| | |
|---------------|--------|
| ①河川 | |
| 1) 諫早出張所管内 | : 7社程度 |
| ②道路 | |
| 1) 佐世保国道維持出張所 | : 8社程度 |
| 2) 大村維持出張所 | : 8社程度 |
| 3) 小浜維持出張所 | : 8社程度 |
| ③砂防 | |
| 1) 雲仙砂防管内 | : 8社程度 |

注) 募集業者数に対し応募多数の場合は、ご希望に沿えない場合があります。

5. 応募の参加資格条件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度一般土木工事に係るC等級又は、維持修繕工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
なお、令和5年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 本協定は、災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性・簡素化を図る必要があることから、協定締結業者は、単体（経常共同企業体を除く）で参加資格を満足する社を対象とする。
- (6) 災害時協力会社として応募する社については、下記条件を満足すること。
 - 1) 会社の本支店等
長崎県内に本店・支店等が所在すること
 - 2) 平成19年度以降に元請けとして下記条件を満たす実績を有すること。
 - ①河川 国土交通省長崎河川国道事務所発注の一般土木工事
又は維持修繕工事の実績
 - ②道路 国土交通省長崎河川国道事務所発注の一般土木工事
、維持修繕工事又はアスファルト舗装工事の実績
 - ③砂防 国土交通省長崎河川国道事務所または雲仙復興事務所発注の
一般土木工事又は維持修繕工事の実績

なお、工事实績の確認のため、応募申請書 様式一1に記載の上、契約書の写し（契約書は、当初の鏡部分でよい）を提出すること。

また、資機材の申請様式は、「防災（機労材）検索くん」よりダウンロードし、記入すること。

3) 地理的要件として、下記条件を満足すること。

- ①河川 会社の本支店等から諫早出張所に、概ね30分以内で到着できると。
・諫早出張所（諫早市八天町20-15）
- ②道路 会社の本支店等から長崎河川国道事務所の希望する出張所の管理区間に、概ね30分以内で到着できること。
- ③砂防 会社の本支店等から長崎河川国道事務所砂防課に、概ね30分以内で到着できること。
・長崎河川国道事務所砂防課（島原市南下川尻町7-4）

4) 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

6. 手続き等

1) 問い合わせ先

〒851-0121 長崎市宿町316番地1
国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所
電話番号 095-839-9211 (代)
ホームページ <http://www.qsr.mlit.go.jp/nagasaki/>

土木部門

- ① 河川 : 河川管理課長 堀江 (ほりえ) (内線331)
- ② 道路 : 道路管理第二課長 原田 (はらだ) (内線441)
- ③ 砂防 : 砂防課保全対策官 高橋 (たかはし) (内線785-401)

2) 募集期間、提出場所及び方法

- ①募集期間：令和5年1月13日（金）から令和5年1月27日（金）
- ②提出先：長崎河川国道事務所 防災課
- ③提出資料：応募申請書
- ④提出方法：郵送または下記2名へメール
(長崎河川国道事務所 防災課 応募申請書受領担当者 あて)
kinoshita-k8910@mlit.go.jp
qsr-nagas_bousai01@mlit.go.jp

3) 選定結果の通知

- ①選定結果については、2月上旬に結果を書面でお知らせします。
- ②協定期間は、令和5年4月1日～令和6年3月31日です。

4) 保有機械・資材を記載した保有機械一覧及び保有資材一覧を提出していただきます。(<http://kyushu-kensaku.qsr.mlit.go.jp/> にアクセスし、協定締結参加(応募)申請書【保有資機材資料】より様式と記載要領を入手してください。)

本協定締結後は、申請時に提出した保有機械及び資材等に関する情報を建設機械等検索システム「防災(機労材)検索くん」に登録願います。記入の際、様式の列もしくは行の途中で独自の記入欄を追加しないでください。この様式は、システム登録時に使用します。

5) その他

- ①提出された申請書等は選定の審査以外に使用しません。なお、提出された申請書等は返却しません。
- ②故意による虚偽の申請を行った場合は、協定を無効とする場合があります。

長崎河川国道事務所【本明川管内図】

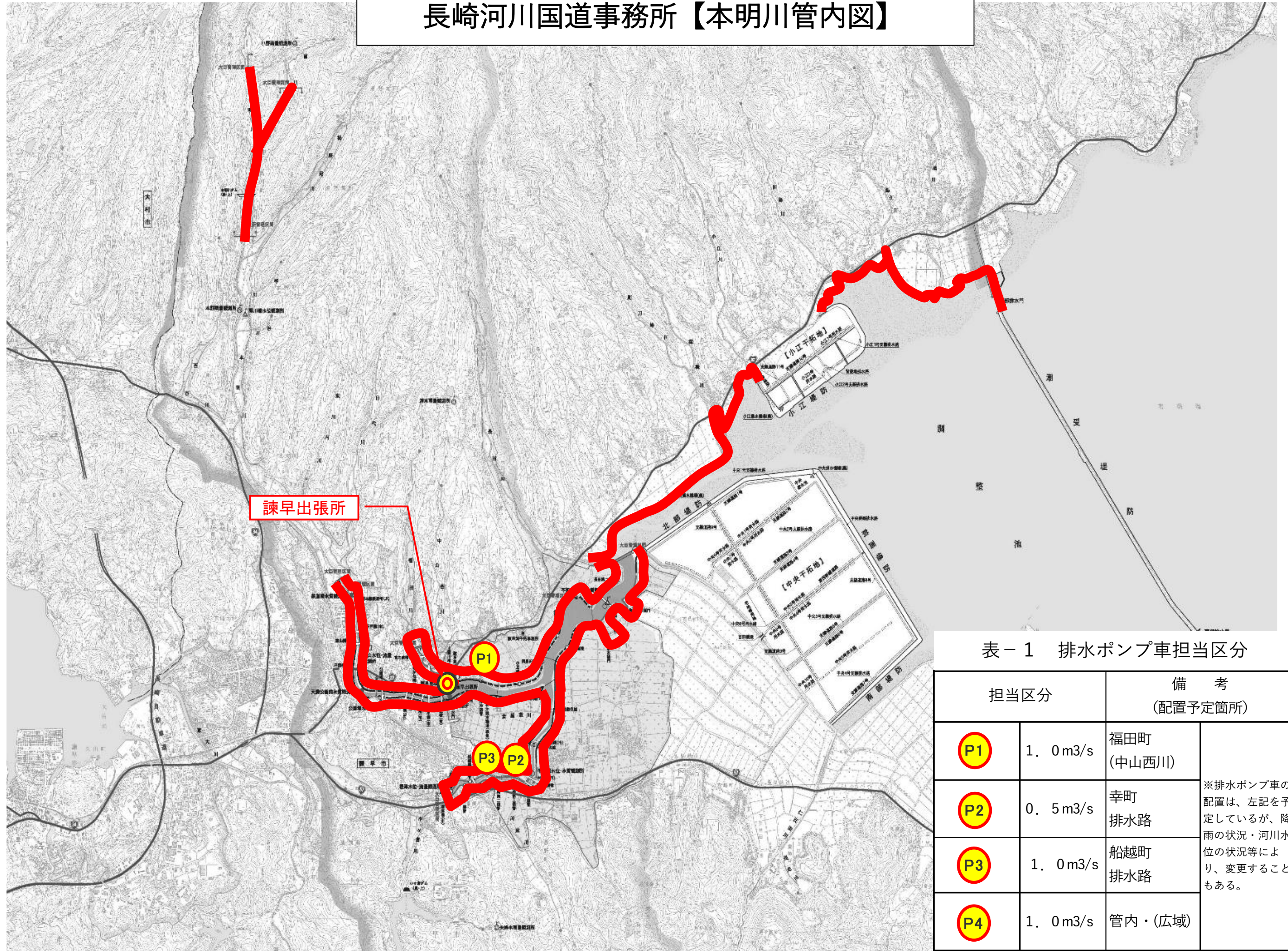
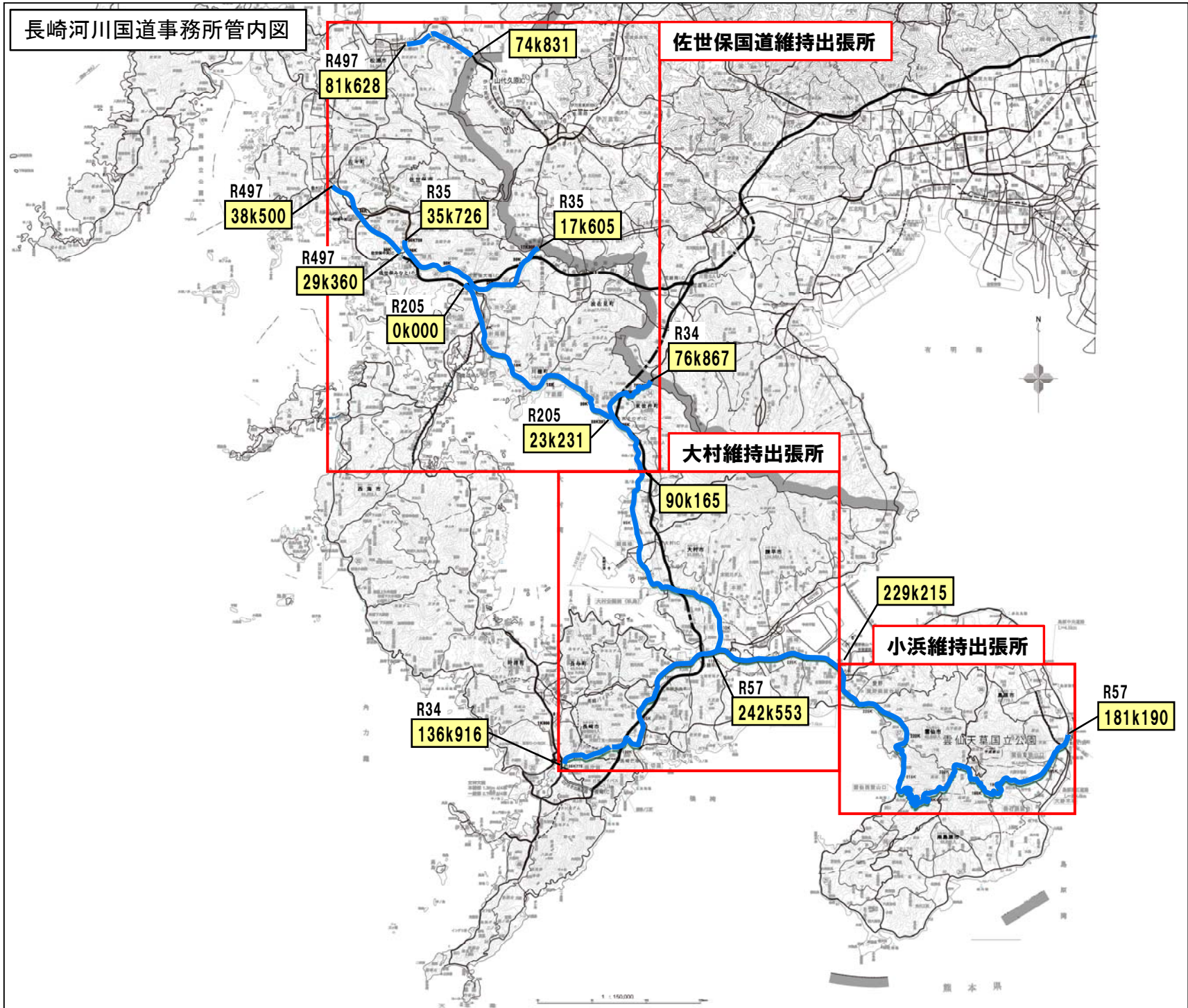


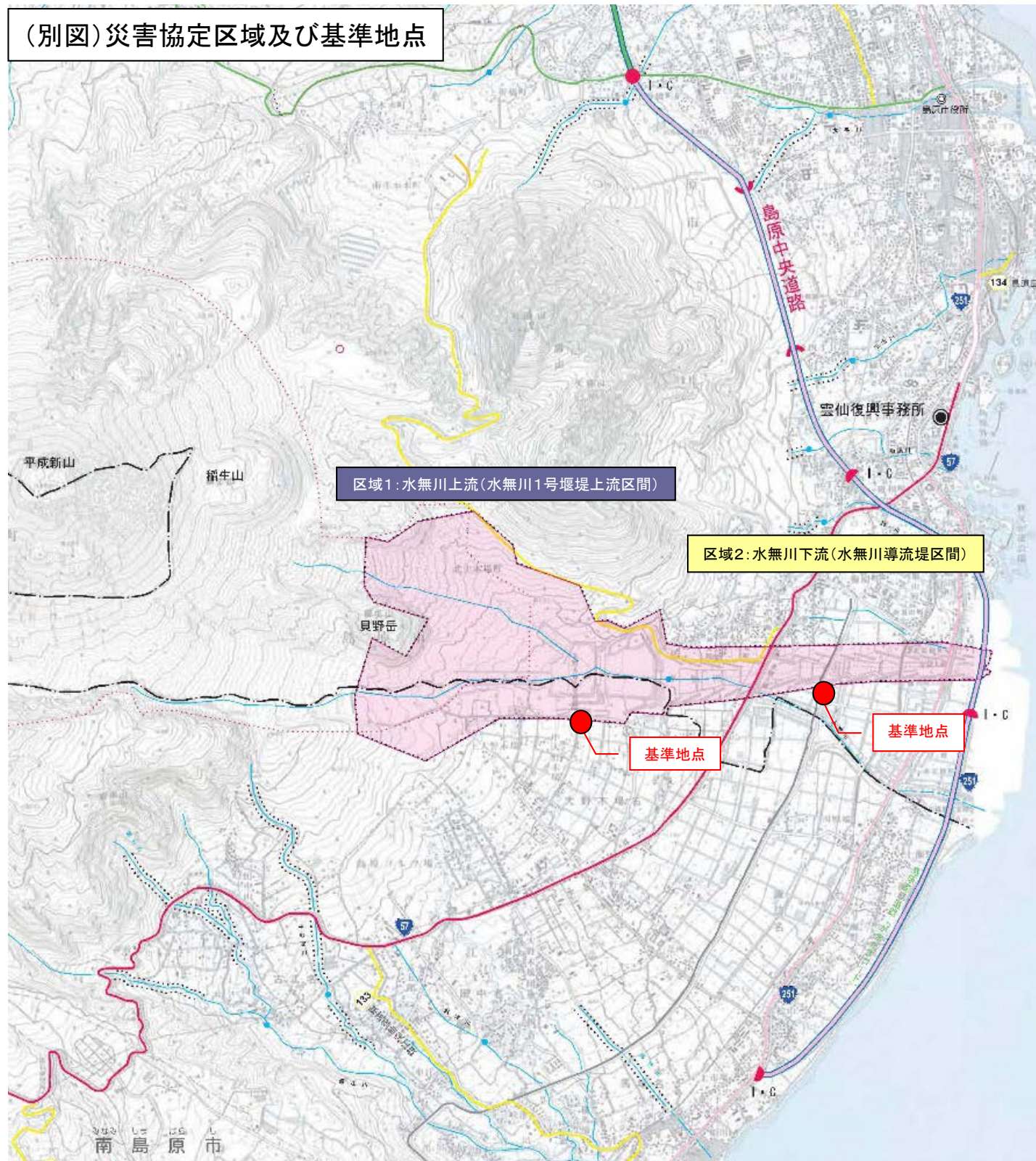
表-1 排水ポンプ車担当区分

| 担当区分 | | 備考 (配置予定箇所) | |
|-----------|-----------------------|----------------|---|
| P1 | 1.0 m ³ /s | 福田町 (中山西川) | ※排水ポンプ車の配置は、左記を予定しているが、降雨の状況・河川水位の状況等により、変更することもある。 |
| P2 | 0.5 m ³ /s | 幸町 排水路 | |
| P3 | 1.0 m ³ /s | 船越町 排水路 | |
| P4 | 1.0 m ³ /s | 管内・(広域) | |

長崎河川国道事務所管内図



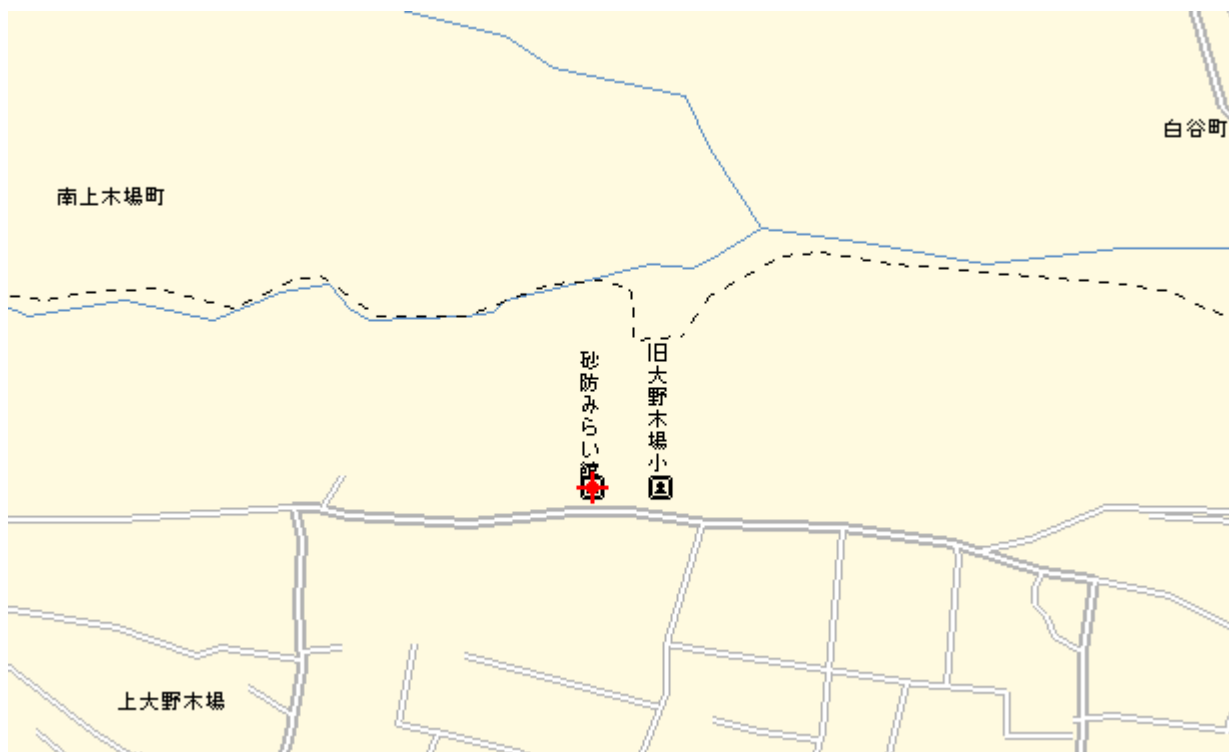
(別図)災害協定区域及び基準地点



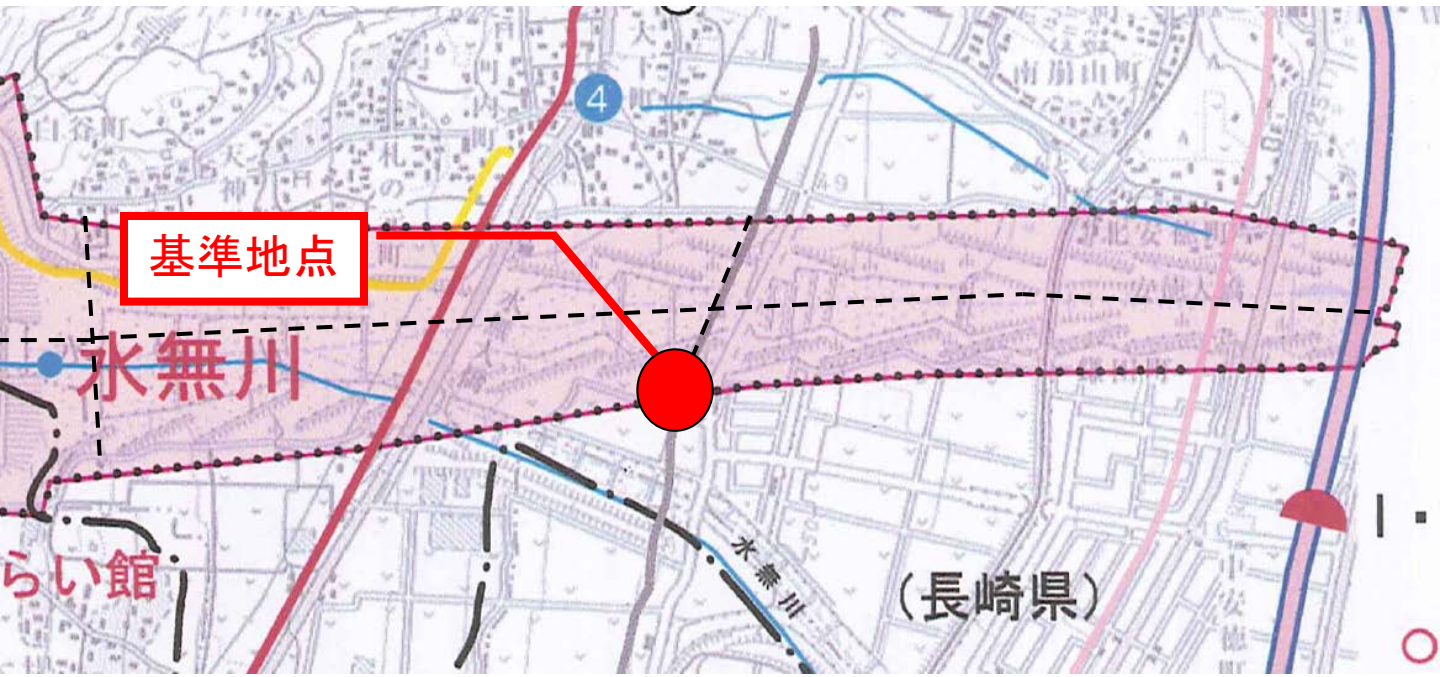
| 基本協定区間 | 基準地点 |
|-----------------|------------|
| 水無川上流：水無川1号堰堤上流 | 大野木場砂防みらい館 |
| 水無川下流：水無川導流堤区間 | 広域農道橋右岸 |

※上記協定区間内で協定募集者数に応じ、
範囲を設定するものとする。

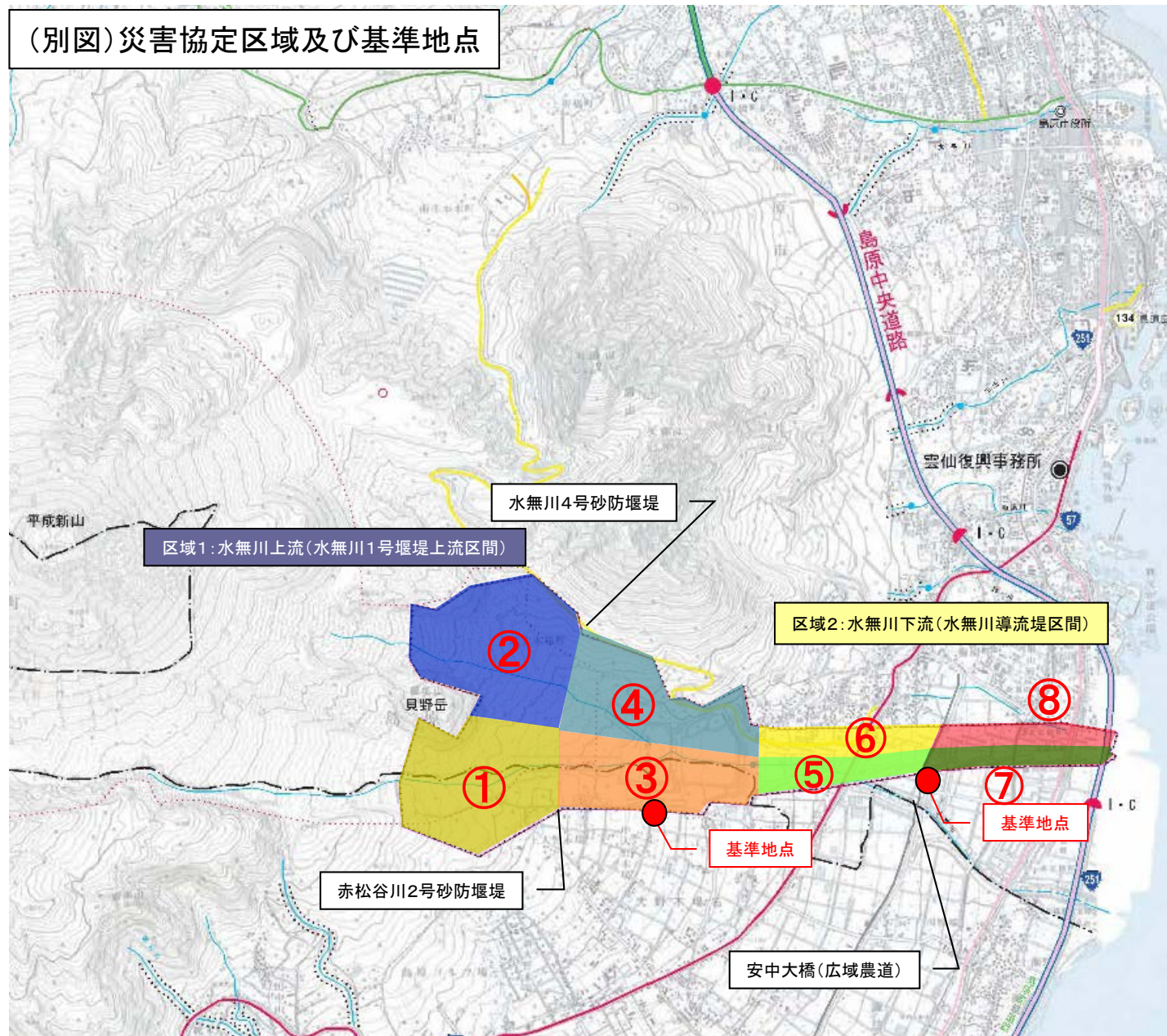
区域1:水無川上流(水無川1号堰堤上流区間)



区域2:水無川下流(水無川導流堤区間)



(別図)災害協定区域及び基準地点



協定区間

基準地点

| 協定区間 | 基準地点 |
|-----------|---|
| 区域①(上流右岸) | 赤松谷川2号砂防堰堤～赤松谷川11号床固工 |
| 区域②(上流左岸) | 水無川4号砂防堰堤～おしが谷14号床固工 |
| 区域③(下流右岸) | 水無川1号砂防堰堤(中央から右岸側)～赤松谷川2号砂防堰堤下流側 |
| 区域④(下流左岸) | 水無川1号砂防堰堤(中央から左岸側)～水無川4号砂防堰堤下流側 |
| 区域⑤(上流右岸) | 水無川8号右岸導流堤(広域農道上流)～水無川1号砂防堰堤下流側(中央から右岸側) |
| 区域⑥(上流左岸) | 水無川8号左岸導流堤(広域農道上流)～水無川1号砂防堰堤下流側(中央から左岸側) |
| 区域⑦(下流右岸) | 水無川1号右岸導流堤(河口部)～水無川7号右岸導流堤(中央から右岸側)(広域農道下流) |
| 区域⑧(下流左岸) | 水無川1号左岸導流堤(河口部)～水無川7号左岸導流堤(中央から左岸側)(広域農道下流) |

大野木場砂防みらい館

広域農道橋右岸

(別表) 評価項目及び評価基準

(河川・道路・砂防)

| 評価項目 | 評価内容 | 最高配点 | 配点基準 | 配点 | 提出様式 |
|------------------|--|------|--|-----|-------------------|
| ■施工実績 | ■工事成績の評価 過去4ヶ年度＋当該年度に完成した一般土木、維持修繕又はアスファルト舗装工事の長崎河川国道事務所又は雲仙復興事務所の発注した工事成績。 | 10 | 工事成績が80点以上 | 10 | |
| | | | 工事成績が78点以上80点未満 | 8 | |
| | | | 工事成績が76点以上78点未満 | 7 | |
| | | | 工事成績が74点以上76点未満 | 5 | |
| | | | 工事成績が72点以上74点未満 | 3 | |
| | | | 工事成績が70点以上72点未満 | 2 | |
| | | | 工事成績が70点未満 | 0 | |
| ■工事の安全確保 | ■表彰 九州地方整備局発注工事で直近4ヶ年における「安全施工」又は「優良施工」の局長表彰又は事務所長表彰の有無 | 10 | 土木関係工事で局長表彰あり | 10 | 表彰がある場合は、表彰の写しを添付 |
| | | | 土木関係工事で事務所長表彰あり | 5 | |
| | | | 表彰実績なし | 0 | |
| ■雇用技術者数 | ■雇用技術者 ・土木施工管理技士(一級・二級) ・建設機械施工技士(一級・二級) ・大型自動車運転免許 | 10 | 有資格者が10名以上 | 10 | 様式-2 |
| | | | 有資格者が10名未満 | 0 | |
| | | 5 | 有資格者が2名以上 | 5 | |
| | | | 有資格者が2名未満 | 0 | |
| ■防災業務の実績 | ■災害時応急対策業務等の協定締結の実績 過去2ヶ年度＋当該年度に、河川・道路・砂防における協定締結の実績(直接協定のみ) | 5 | 長崎河川国道事務所又は雲仙復興事務所の実績あり | 5 | 様式-3 |
| | | | 長崎県の実績あり | 2 | |
| | | | 長崎県内市町村の実績あり | 1 | |
| | | | 実績なし | 0 | |
| | ■災害時応急対策工事等の活動実績 過去2ヶ年度＋当該年度に、河川・道路・砂防における活動実績 | 5 | 長崎河川国道事務所又は雲仙復興事務所の実績あり | 5 | 様式-4 |
| | | | 長崎県の実績あり | 2 | |
| | | | 長崎県内市町村の実績あり | 1 | |
| | | | 実績なし | 0 | |
| ■主要資機材の自社保有状況 | ■主要資機材の自社保有状況 災害復旧に重要な役割を担う建設機械の自社保有状況。 ア. 掘削・積込み用機械 イ. 運搬用機械 | 20 | ア. イ. の両方を自社保有している | 20 | 保有機械一覧 |
| | | | ア. イ. のいずれかを自社保有している | 10 | |
| | | | 自社保有なし | 0 | |
| ■指名停止を受けている場合の処置 | ■工事請負契約に係る指名停止等の処置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止の有無 | -10 | 応募申請書の提出期限の日において、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の処置要領に基づく指名停止を受けている場合 | -10 | |